

令和 8 年 9 月 2 5 日(金)

令和 8 年 9 月定例会 総務厚生常任委員会委員長 報告

総務厚生常任委員会に付託されました議案 1 3 件について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、第 6 7 号議案 志木市手数料条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

委員より、手数料改定の理由、コンビニ交付との料金差、近隣市の状況、窓口混雑緩和の効果、増収見込みなどについて質疑があり、執行部より、建築基準法施行令改正や税務システム標準化に伴う条文整理、公図閲覧の廃止、証明書手数料を 2 0 0 円から 3 0 0 円へ改定すること、コンビニ交付は、利便性の高さを周知するとともに窓口混雑緩和につなげるため、2 0 0 円の料金設定とするとの答弁がありました。また、料金設定に当たっては近隣市が既に 3 0 0 円へ引き上げている状況を踏まえた判断であること、オンライン申請は、職員による郵送作業等もあるため、コンビニ交付と同じ括りにしていないこと、増収は年間 4 0 0 万円から 5 0 0 万円程度が見込まれるとの答弁がありました。

次に、第 6 8 号議案 使用料等の額の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について、ご報告いたします。

委員より、システム改修の時期と費用、近隣市との料金比較、施設ごとの料金差の理由、経過措置の周知方法などについて質疑がありました。執行部より、システム改修の有無は確認中であり、必要に応じて 1 2 月補正予算で計上を考えていること、近隣市との大きな乖離がないよう確認していること、施設ごとの事情により料金差が生じること、老人福祉センターの市外料金は近隣市との均衡も踏まえ 5 0 0 円としたこと、周知はホームページと広報で行う予定であるとの答弁がありました。

次に、第 6 9 号議案 志木市税条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

委員より、免税点引上げによる影響人数について質疑があり、執行部より、対象者数は、システム上算出できないものの、該当する資産が少ないため市民への影響は限定的であるとの答弁がありました。また、対象者は少数ながら存在するとの認識が示されました。

次に、第71号議案 志木市学童保育条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

委員より、新階層への振り分け人数、近隣市との料金比較、上限額の設定期理由、定期的な見直しの必要性などについて質疑がありました。執行部より、C4が全体の25%、C5が18%となる見込みであること、近隣市は本市より高い水準であること、契約額が3割上昇していること、また急激な負担増にならないよう配慮したこと、今後は定期的な見直しが必要と認識しているとの答弁がありました。

次に、第72号議案 志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

委員より、階層区分を22にした理由、上限階層の引上げ幅の決め方、一時保育料を1,240円から1,800円へ改定した理由、保育料引上げによる市負担との関係、今後の見直し方針などについて質疑がありました。執行部より、利用者が多い階層を細分化した結果22階層になったこと、3%の一律引上げで国基準保育料の70%水準に近づくこと、一時保育料は近隣市や市内民間施設の料金を踏まえて設定したこと、保育料は、今後も物価や委託料の状況を見ながら定期的に見直しが必要と認識しているとの答弁がありました。

次に、第62号議案 令和8年度一般会計補正予算（第3号）について、ご報告いたします。

委員より、第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款 新複合施設の設計委託期間が建築市場の価格動向の変化によって延びる可能性について質疑があり、執行部より、物価高騰が直近では落ち着いていることから、現行スケジュールで対応することが可能であると見込んでいるとの答弁がありました。

また、第2款 総務費 第2項 徴税費並びに第3款 民生費 第1項 社会福祉費及び第2項 児童福祉費 については、執行部の説明をもって了承しました。

また、委員より、第3項 生活保護費の生活保護費の返還理由について質疑があり、執行部より、生活扶助費は支出が見込みより少なかったため返還となり、医療、介護扶助は見込みより多かったため、追加交付となったとの答弁がありました。

第4項 保険年金費及び第4款 衛生費 については、執行部の説明をもって了承いたしました。

また、委員より、第3表 債務負担行為補正中 公共施設予約システム構築及び運用事業の公共施設予約新システムにおける利用者の移行方法や稼働時期、使い勝手の改善方法、契約期間中の修正対応について、質疑がありました。執行部より、事業者決定後に周知方法を検討し、広報等でスムーズな移行を図ること、令和10年1月から新システムが稼働する予定であること、システムは追加費用を伴うカスタマイズを行わない方針であり、改善要望があれば事業者に依頼するが、改善されるかは事業者の判断となるとの答弁がありました。

次に、第63号議案 令和8年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、執行部の説明をもって了承いたしました。

次に、第66号議案 令和8年度志木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、執行部の説明をもって了承いたしました。

次に、第65号議案 令和8年度介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご報告いたします。

委員より、高額介護サービス費の増加理由について質疑があり、執行部より、要介護認定者の増加により、今後も伸びが続く見込みであるとの答弁がありました。

次に、第75号議案 令和7年度志木市一般会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

委員より、歳入第1款 市税の個人市民税の増収要因、納税義務者数の増加数、金利上昇の影響、固定資産税増収の理由、法人市民税の減少要因について質疑がありました。執行部より、定年延長による所得継続、定額減税の影響消失、新築棟数の増加、原材料費高騰による法人収益の伸び悩みなどが要因であるとの答弁がありました。

また、委員より、歳入その他全部の株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金が増えた理由、地方交付税増額の要因、また配当割、株式譲渡割などの予算見積りの妥当性、財産売却収入への内容について質疑がありました。執行部より、株式売買や消費活動の増加により交付金の原資となる埼玉県の実績が増えたことによる各種交付金が増えていること、物価高騰等により全国的に基準財政需要額も増となっており、これに伴い交付税が増えたこと、交付金の予算見積りは国、県の見込みを参考に予算を設定しているが年度間の変動が大きく予測が難しいとの答弁がありました。また、財産売却収入については、宗岡小学校付近の市有地を公募で売却したこと、GIGA端末入替えに伴う旧端末売却があったことが説明されました。

また、委員より、歳出第1款 議会費の議会映像、音響設備の保守点検委託（174万円）が令和7年度のみなのか、会議録調製・検索システム委託料が前年より増額した理由について質疑がありました。執行部より、設備保守は機器の経年に応じて必要となるもので、令和7年度に実施したこと、会議録関連費は議会回数や会議時間の増減により委託料が変動するため、若干の増額となったとの答弁がありました。

また、委員より、第2款 総務費 第1項 総務管理費 1目一般管理費の会計年度任用職員の増加理由、採用試験の受験者増の背景、情報公開請求件数の増加理由、派遣研修の選定方法、自主研修補助の内容、取下げの理由、昇任選考の受験者が少ない理由、時間外勤務手当の増加、研修執行率が低い理由、ストレスチェック回答率の向上について質疑がありました。執行部より、育児休暇、病気休暇代替の増加や経験者採用枠の設定を行ったこと、同一案件の複数請求があったこと、派遣研修は希望者を全庁で募って決定、自主研修は費用の2分の1（上限5万円）を補助、取下げは窓口相談で請求不要となったケース、昇任選考の件は働き方の考えや生活感などで、希望しない者がいること、時間外勤務は花火大会、選挙、国勢調査等の影響があったこと、研修執行率は契約額が積算より低かったため、ストレスチェックはWeb化と複数回の勧奨を行っているためであるとの答弁がありました。

また、委員より、2目 広報広聴費の広報紙全戸配布の評価、SNSの状況について質疑がありました。執行部より、広報誌の配布漏れは現在月6件程度、SNSの状況としてXは減少、LINE、Facebook、YouTubeは増加し、インスタグラムは開始後2か月で500人を超えて順調であるとの答弁がありました。

また、委員より、3目 事務管理費の郵送料とコピー用紙使用量の今後の見通し、公文書保存のデータ化方針、法規事務に要する経費などについて質疑がありました。執行部より、郵送費の大半は納税通知書やマイナンバー等の通知などで、年度により多少の増減があること、文書管理システム導入によりペーパーレス化の進展が図られ、保存文書の保管量が今後緩やかに減少する見込みである、顧問弁護士委託は定額であり、訴訟費用は予測が困難であるため補正で対応しているとの答弁がありました。

また、委員より、4目 財政管理費のふるさと応援資金について質疑があり、執行部より、ふるさと応援資金では、当初の寄附目標4,000万円に対し実績は約2,700万円、制度運用経費1,300万円を差し引くと1,400万円のプラスとなる一方、市民の他市への寄附による税控除で約9,500万円が実質的な減となり、最終的に約8,100万円のマイナスとなるとの答弁がありました。さらに、返礼品の追加、

ポータルサイトの追加、広告費を使わないキャンペーン参加などの工夫が説明されたほか、企業版ふるさと納税は17件のうち7件がマッチング支援による獲得であり、ふるさと応援資金の活用については、観光ガイドブックは情報更新と魅力発信を目的としていること、災害用発動発電機は毎年1、2台を購入し、避難所整備のため順次配置しているとの説明がありました。

また、委員より、5目 財産管理費の燃料費に対する共用車の台数、処分可能な土地の状況についての質疑があり、執行部より、燃料費は、企業会計等で支出するものを除く共用車全てであること、普通財産は処分可能な土地が少なく、点在していることに加え、小規模であるため大きな売却は見込めないとの答弁がありました。

また、委員より、6目 会計管理費について、出納事務の標準化改修で効率化が進んだのかとの質疑があり、執行部より、標準化改修は国仕様への対応であり、効率化、効果が進むようなものではないとの答弁がありました。

また、委員より、7目 発注庁舎管理費の電子入札件数の増加理由、庁舎清掃費の減額理由、総合管理業務委託の今後の水準、市内事業者への発注のあり方について質疑があり、執行部より、電子入札は工事以外の物品等入札にも電子入札を広げたため、清掃費の減額は年度途中で契約終期があったため、業務委託の今後の水準は物件費、人件費の上昇が見込まれる、市内事業者への発注は、可能な限り市内業者を指名する方針であるとの答弁がありました。

また、委員より、第11款 公債費の今後の公債費の利率上昇と管理方法について質疑があり、執行部より、公債費の利率上昇については、おおよそ1.5倍になっており、管理としては公的資金をはじめ、市中銀行についても一番金利の低いところを選定しているとの答弁がありました。

また、委員より、8目 企画費の火葬場計画の市民への情報提供方法について質疑があり、執行部より、市民意見交換会やパブリックコメントを実施するほか、ホームページにも情報を掲載しているとの答弁がありました。

また、委員より、9目 新複合施設建設費の新複合施設の設計変更内容にかかる説明予定について質疑があり、執行部より、今後、利用団体や町内会長会議において説明するほか、設計見直しの図面の反映が終わり次第ホームページにも掲載する予定であるとの答弁がありました。

また、委員より、10目 情報管理費の基幹系システムの委託料の今後の推移、情報系システムの費用見通し、生成AIの具体的活用、AI-OCR・RPAの削減効果の

評価について質疑があり、執行部より、基幹系システムの標準化完了及び統合型内部情報システムの構築完了による委託料減少する一方でクラウドやシステム利用分の費用は続いていくこと、生成ＡＩの多用途活用が進んでいること、ＡＩ－ＯＣＲ・ＲＰＡで１，３００時間の時間削減の効果があったとの答弁がありました。

また、委員より、１４日 人権啓発費の人権の花運動の対象学年、企業人権研修の参加増の理由について質疑があり、執行部より、対象は小学校４年生であること、企業人権研修の周知の強化を実施しているとの答弁がありました。

また、委員より、１５日 男女共同参画社会推進費の男女共同参画パネル展のテーマ設定、計画策定における志木市独自の課題の反映について質疑があり、執行部より、テーマは重点項目に基づく設定、計画には市民意識調査の結果を反映しているとの答弁がありました。

また、委員より、第２項 徴税費 ２目 賦課徴収費のコンビニ収納代行委託料の増額理由と今後の見通し、データパンチ費用の減少についての質疑があり、執行部より、コンビニ収納利用件数は微減だが、物価高騰等により委託料は現状維持から増加傾向である、市民税賦課のデータパンチの減少理由については、電子化の進展、入札による単価変動、職員による手入力対応が要因であるとの答弁がありました。

また、委員より、自動音声催告システムの仕組、不納欠損の増加について質疑があり、執行部より、滞納者へ自動音声で催告するシステムで、電話番号は市ホームページで周知し、高齢者は詐欺被害防止の観点から催告対象から除外するなどの対策を行っているとの答弁がありました。不納欠損の増加については、地方税法の執行停止要件に基づき毎年見直しを行い、納付資力がない場合は不納欠損へ移行していること、景気悪化により今後も増加の可能性があるとの説明がありました。

また、委員より、第４項 選挙費の衆議院議員選挙の入場券郵送料や期日前投票受付派遣費が昨年度執行された志木市長選挙及び参議院議員選挙に比べて高額だった理由、一方で参議院議員選挙の掲示板設置費が他の二つの選挙に比べて高額だった理由、今後における期日前投票所増設の可能性、投票用紙計数機の総数や他自治体との貸借について質疑があり、執行部より、衆議院議員選挙の入場券郵送料は、封書から圧着はがきに変更した結果、一通当たりの入場券対象選挙人数が減少したことに伴う発送数の増加により高額となったが、これまでの封入封緘や帳票作成費が減り、総額は安価になったこと、また期日前投票受付派遣は職員の時間当たりの単価が約９００円上昇したこと、参議院議員選挙の掲示板費は区画数が２４区画と多いため掲示板が大型化したこと、期日前投票所は選挙人数当たりの設置数他市より多く現時点で増設予定はないが、引き続き投票環境の改善には取り組むこと、投票用紙計数機は本市では１３台保有し、経年劣化により更新し、他自治体との貸借は過去に事例があるとの答弁がありました。

また、委員より、第5項 統計調査費の国勢調査員確保の状況、学校基本調査の結果の活用状況などについて質疑があり、執行部より、国勢調査の調査員は260人のうち123人が職員であったこと、学校基本調査の結果は教育委員会へ提供しているが、具体的活用状況は把握していないとの答弁がありました。

また、委員より、第8項 生活環境費 4目災害対策費の防災行政無線の故障復旧時期、防災協力井戸の掲載や水質検査結果の公表の有無、備蓄品の交換目安、食料費の増加理由、防災協力井戸の増加経緯、火災発生「その他」分類の内容、衛星系防災行政無線施設再整備事業負担金の継続性、防災訓練参加増の背景と今後の啓発方針、災害用トイレトラックの運用ルール、災害時自動架電システムの活用状況と登録数、防災協力農地の活用目的と基準、周知方法などについて、質疑がありました。執行部より、下宗岡4丁目の防災行政無線は落雷と思われる故障で停止しており、受注生産のため9月中旬に復旧する予定である。防災協力井戸はホームページで周知し、水質検査結果は協力者へ通知し、備蓄品は倉庫で状態確認し、随時入替えを行い、食料費の増はアルファ米の大量入替えによるものであり、防災協力井戸は敷島神社の協力で1か所増加し、火災発生「その他」は救急搬送に該当しない負傷等、衛星系防災行政無線の再整備は令和7年度のみ行い、防災訓練の増は、町内会以外の地域活動団体の参加によるもので今後も幅広く啓発をしていく、災害時自動架電システムは実際の災害では未使用だが、説明会で登録を促進し、現在330人、467件が登録されており、災害用トイレトラックは市内の被災状況に応じ優先配置し、被災地派遣も想定し、防災協力農地は資材置場・仮設住宅用地として宗岡地区市街化区域内農地を対象とし、周知は被災状況に応じ活用案内する方針であるとの答弁がありました。

また、委員より、第9款 消防費の消防団員減少への対応、不用額の適正化について質疑があり、執行部より、消防団員の確保は、地域連携や候補者リスト化で対応し、不用額は実情を踏まえて精査するとの答弁がありました。

また、委員より、第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費の民生委員欠員地区の見守り方法、保護司の安全確保、文書指導の具体的対応、ごちゃまぜの会の参加状況、DV相談増加の背景と専門支援、障がい者相談の増加理由、学習支援の今後の展開、重層的支援体制整備の課題、行旅死亡人増加と孤立対策などについて質疑がありました。執行部より、民生委員の欠員地区は経験ある委員がフォローし、相談件数の減は新任委員の活動慣れの影響で大きな減少ではないこと、保護司の面談は自宅を避け、公共施設の会議室で実施し、安全性を確保していること、文書指導は点検シートを用い法令・基準を確認し、再発防止を図ること、ごちゃまぜの会は前年度同様30名程度が参加していること、DV相談は、精神的DVが半数近くを占め、心理職や医療機関と連携し、支援員の研修で専門性を高めていること、障がい者相談は、地域移行支援や生活困窮支援の複合化で増加していること、学習支援は、不登校支援の訪問・連絡

増加で利用が伸び、今後も不登校・ひきこもりの早期支援を強化すること、重層的支援は、模擬事例や実事例を通じ庁内連携を深め、包括的支援体制を段階的に構築すること、行旅死亡人増加への対応はケースワーカーによる安否確認、扶養義務者との関係構築、ケアマネージャーや地域事業者との連携強化で孤立防止に努めるとの答弁がありました。

また、委員より、2目 障がい者福祉費の障がい者自立支援給付に関する朝霞地区一部事務組合負担金が増加している理由、補装具費の増加要因、子ども手話教室の参加者減少への対応、日常生活用具給付件数の減少理由、障がい者相談支援のメール相談が減少した背景、個別避難計画の進捗状況、障がい者就労支援の就労決定件数減少の理由、地域密着型サービス整備の遅れと今後の計画などについて、質疑がありました。執行部より、朝霞地区一部事務組合負担金増は人件費のベースアップや職員配置増によるものである、補装具費は電動車椅子など高額補装具の申請が影響したことによる、手話教室はデフリンピック関連の特別教室があった前年度が多かったことや会場確保の事情によるとの答弁がありました。日常生活用具給付は「支給決定件数」から「実利用件数」へのカウント方法変更で減少して見えること、メール相談は来所相談の浸透で減少し、個別避難計画は必要な人を優先し段階的に進めていること、就労支援は就労後の職場定着支援が中心で企業・本人との三者調整を行っていること、地域密着型サービスは令和8年度に入札し年度内竣工予定であるとの答弁がありました。

また、委員より、要約筆記者の人数や依頼方法、要約筆記利用の減少にデジタル化が影響しているのか、障がい者就労支援センターが不適切な事業所を紹介していないかについて、質疑がありました。執行部より、要約筆記者数は県の委託を受けている法人に依頼しているため正確な人数は把握していない、令和7年度の利用は2件であり、依頼時に個別に派遣していること、タブレット等の音声変換は誤変換や雑音の課題があり手話通訳の利用が増えていること、障がい者就労支援では不適切事業所の情報を精査し、埼玉県へ報告する体制を取っているとの答弁がありました。

また、委員より、3目 老人福祉費の要介護高齢者手当の件数減少の理由、いきがいサロン事業の利用増加の要因、後期高齢者健診の受診率、運転免許証自主返納者数の把握、高齢者世帯実態調査の活用、介護入門的研修後の就職状況について質疑があり、執行部より、要介護高齢者手当は在宅日数要件の厳格化と減額により件数が精査されたこと、健診受診率は約37%から38%で団塊世代の後期高齢者になり受診者が増えているためとの答弁がありました。また、運転免許証自主返納啓発事業は開始初年度のみ過去2年分を対象にしたため件数が多かったこと、高齢者世帯実態調査は地域包括支援センターが訪問・連絡につなげていること、介護入門的研修は就職に必ずしも結びつかないこと、いきがいサロン利用者はコロナ前の水準に回復しつつあるとの答弁がありました。

さらに、委員より、老人福祉施設入所措置が1件となった背景、高齢者保健福祉計画の委員報酬減額理由について質疑があり、執行部より、入所措置は家族支援が得られずセルフネグレクト状態のため実施したこと、介護保険運営協議会の開催回数は全体会2回、部会2回で前年と回数は同じだが、欠席により支出が減ったとの答弁がありました。

また、委員より、4日 老人福祉センター費の福祉センターの利用増加とキャパシティについて質疑があり、執行部より、福祉センターは新型コロナウイルス感染前の水準に回復しつつあり、収容についてはまだ余裕があるとの答弁がありました。

また、委員より、5日 総合福祉センター費の総合福祉センター空調設備更新工事の予定と利用者への影響について質疑があり、執行部より、老朽化した空調設備は全館更新予定であり、休館を避けるため階ごとに工事し、事前に利用団体へ周知するとの答弁がありました。

また、委員より、第2項 児童福祉費 1日 児童福祉総務費の朝のこどもの居場所づくりモデル事業の利用状況と今後の展開、こども家庭センターのケース数の内訳と支援内容、出張子育てサポーター事業の延べ件数増加の理由、朝のこどもの居場所の令和8年度利用状況、事業の他校展開の可能性、里親支援事業の登録状況と児童相談所との連携などについて、質疑がありました。執行部より、朝のこどもの居場所は令和7年度登録10人、1日あたりの平均利用3人で、令和8年7月時点では登録16人に増加し、今後の拡大は予算等を踏まえ検討中であること、こども家庭センターでは合同会議で32件（延べ96件）を扱い、未就学48人、小学生96人など幅広い年代の支援を行っていること、出張子育てサポーターは複数回の支援を要する家庭が多く延べ件数が増えていること、朝のこどもの居場所の他校展開は検討段階であること、里親登録は13世帯で増加は限定的なため周知を強化し、児童相談所と情報共有しながら支援を進めているとの答弁がありました。

また、委員より、2日 児童育成費の乳幼児医療の事務手数料減少の要因、子ども医療費助成で高校生通院費が増えた理由、ヤングケアラー支援の進め方と中学校1年生以外への対応について、質疑があり、執行部より、乳幼児医療の事務手数料は審査件数減少に伴うものであること、子ども医療費の高校生通院費は令和6年7月の制度拡大が通年で反映されたため増加したこと、ヤングケアラーは中学校1年生へのアンケート後に支援会議で個別支援を検討し、教職員研修や教育委員会との連携で全体の理解促進を図っているとの答弁がありました。

また、委員より、3日 保育園費の地域子育て支援や園庭開放事業の具体的な実施方法について、質疑があり、執行部より、地域子育て支援は、高齢者との交流で、園庭開放は北美保育園で実施しているとの答弁がありました。

また、委員より、4日 母子福祉費のひとり親家庭の自立支援の状況、ひとり親支援の継続的フォロー体制、ひとり親の資格取得後のフォローについて質疑があり、執行部よ

り、ひとり親の自立支援は現況届で状況確認し、必要に応じて相談につないでいるとの答弁がありました。

また、委員より、5日 児童センター費の児童センター建設費の増額理由、草刈り業務の発注方法、児童センターの中高生タイムの手応え、さらに中高生の居場所づくりの市内展開について、質疑があり、執行部より、児童センター建設費の増額は、草刈り回数の増加によるもので、合同発注の試算はしていないこと、中高生タイムは好評で、継続実施しており、今後は市内の居場所づくり全体を検討する方針であるとの答弁がありました。

また、委員より、6日 学童保育費の学童保育クラブの利用増への対応、学童保育の待機児童状況について質疑があり、執行部より、学童保育は、利用率の変動により現状の施設で対応できていること、学童保育の待機児童は9月に解消しているとの答弁がありました。

また、委員より、7日 子育て支援センター費の子育て支援センター来所者数の増加の理由について質疑があり、執行部より、子育て支援センターの来所者増加はSNS等による周知を強化したことが要因であるとの答弁がありました。

また、委員より、第10款 教育費 第4項 幼稚園費の幼稚園費減少の背景について質疑があり、執行部より、幼稚園費の減少は、新制度移行園の増加と少子化が要因との答弁がありました。

また、委員より、第3款 民生費 第3項 生活保護費の生活保護事務の相談員報酬の人数と増額理由、生活保護扶助費のうち介護扶助が増えている背景、高齢者率や65歳未満の介護利用の状況、新規受給者数の推移について質疑がありました。また、若年層の生活保護希望者への就労可否判断の基準について確認が求められ、さらに、外国人世帯の生活保護受給数と支援の難しさ、医療扶助費の増加への対応方針、中国残留邦人扶助費増の理由について質疑がありました。執行部より、生活保護事務の相談員報酬はケースワーカーではなく、就労支援員、面接相談員など計4人分で、単価改定により増額したこと、介護扶助の増加は高齢化に加え、65歳未満の介護利用者が増えていることが要因で、生活保護の開始、廃止は令和7年度で各84件だったこと、若年層の就労可否判断は医師の診断に基づき、軽作業の可否などを踏まえて指導していること、外国人世帯は17世帯22人で、言語の壁はあるが扶養義務者等と連携しながら支援していること、医療扶助費の抑制は難しいが、保健師の配置により健診受診や生活習慣改善の働きかけを強化していく方針であり、中国残留邦人扶助費の増加は骨折手術による医療費が理由であるとの答弁がありました。

また、委員より、第4項 保険年金費の国民年金の免除申請者増加と年金相談の減少の関係、免除申請が生活困窮のサインとして庁内連携にどう生かされているかについて質疑があり、執行部より、年金相談は主に障害年金の専門相談で、免除申請は社会保険離脱後の生活困難者が多く、また必要に応じて生活援護課と連携して情報共有をしている

との答弁がありました。

また、委員より、第4款 衛生費 第1項 保険衛生費 3目 予防費の带状疱疹ワクチンの接種率、妊婦健診の受診回数が5回目以降で減少している理由、不妊治療助成の有無、産後ケア事業のショートステイ、デイサービス利用者増の背景と今後の方針、5歳児親子いっしょに歯科検診の受診率向上策、多胎児グループ事業の参加増の理由、ママサポあんしんタクシーの対象者数と利用率、がん検診委託料減額の理由、こころの健康づくりの電話相談増加の背景と相談内容、緊急性の高い相談の対応、医療機関へのつなぎ件数、担当職員数について、質疑がありました。執行部より、带状疱疹ワクチンは65歳以上が定期接種、50歳から64歳までは任意接種で、接種率は算出していない、妊婦健診の受診減は転出入、里帰り出産、流産などが理由で、不妊治療助成は保険適用化により廃止されていること、産後ケア事業のショートステイ、デイサービスの増加は委託先拡大と事業の浸透が要因で、今後も必要な家庭へ確実につなぐ方針であること、5歳児親子いっしょに歯科検診は歯科医師会加入率の低さが受診数に影響しており、通知などで受診促進を続ける、多胎児グループ事業の増加は双子家庭向けの大規模同窓会開催が理由で、毎年実施する予定はない、ママサポあんしんタクシー事業はハイリスク家庭を中心に必要な支援として提供しており、利用率は低いが必要な家庭には届いていること、がん検診委託料の減額は国民健康保険被保険者分を国民健康保険特別会計へ移したため、こころの健康づくりの電話相談増は同一相談者からの複数回相談が多いことが背景で、緊急性の高い相談は面接、訪問へ切り替えて対応し、必要に応じて医療機関や共生社会推進課へつないでいる、担当職員は保健師8人で対応しているとの答弁がありました。

さらに委員より、予防接種数の減少、がん検診の不用額増とHPV検診の減少、ママサポあんしんタクシー事業の利用件数の少なさと制度設計の妥当性、産前・産後サポート事業の利用が少ない理由と周知状況について質疑がありました。執行部より、予防接種の減少は、出生数の減少や带状疱疹ワクチンの対象年齢が狭まったこと、コロナ接種費用の増加と前年度の駆け込み接種の反動が理由であること、ママサポあんしんタクシー事業は対象者へ事業案内は出来ているが、今後も強化していく方針であり、全額補助にしないのは利用目的の適正管理のためであること、がん検診の不用額は国民健康保険分を国民健康保険特別会計へ移した影響で一般会計側の受診者が予測より少なかったため、HPV検診は対象年齢を限定したため減少したこと、産前・産後サポート事業は支援会議で必要と判断された家庭のみ対象で、産後ケア事業への利用が増えたことが件数減の理由であるとの答弁がありました。

次に、第76号議案 令和7年度志木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

委員より、第三者行為損害賠償求償事務の内容と求償額の内訳、特定健診、特定保健指導の目標値が令和7年度から下げられた理由、さらに国保財政調整基金へ5,000万円を積み立てた背景について質疑がありました。また、目標値の変更がどの計画に基づくものか、基金積立の必要性や財源の根拠についても確認が求められました。執行部より、第三者行為求償は交通事故等により国民健康保険が立替払いした医療費を加害者へ請求するもので、国民健康保険団体連合会が共同処理し、求償額約880万円に対する事務手数料を支払ったものであること、基金への5,000万円の積立は、埼玉県への普通交付金返還（償還金）に備えるため補正予算で確保したものであり、特定健診、保健指導の目標値は、国の基準ではなく、実情に合わせてデータヘルス計画を改定したため、最終的には令和11年度に60%達成を目標としているとの答弁がありました。

次に、第78号議案 令和7年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

委員より、不納欠損の時効成立件数が増えている理由と時効成立までの期間、介護認定調査委託件数が大幅に減少した背景、居宅介護サービスや地域密着型サービスの利用増に伴う訪問介護を行うヘルパーの安全確保や複数訪問体制の現状、しきボラねっとの年齢制限による参加者確保の課題、認知症カフェの今後の拡充可能性について、質疑がありました。また、介護認定者が増えているにもかかわらず給付費に不用額が生じている理由、介護サービス開始までの待機状況やケアマネ確保の実情、市内事業所の人材不足への対応方針についても確認が求められました。執行部より、不納欠損は、例年並みで時効は2年であること、認定調査委託の減少は会計年度任用職員の増員により委託が不要になったためであること、訪問介護の安全確保は複数訪問が望ましいものの人手不足で難しく、市内事業所向けに研修を実施したこと、しきボラねっとは介護予防事業のため65歳以上に限定しているが登録者、利用者とも増加傾向にあること、認知症カフェは新規団体の参加で増加しており、研修を経て今後も拡充を見込むとの答弁がありました。また、給付費の不用額は地域密着型施設の設置により増加を見込んだが設置ができなかったため、介護サービスの開始時はケアマネージャー確保に時間を要するものの、近隣市の事業所も活用し大きな遅れは生じていないとの答弁がありました。

次に、第79号議案 令和7年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、執行部の説明をもって了承いたしました。

以上で、全ての質疑を終了し、採決を行った結果、第67号議案から第69号議案まで、第71号議案、第72号議案、第62号議案、第63号議案、第65号議案及び第66号議案については、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、第76号議案から第79号議案までについては総員をもって、第75号議案については賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決しました。